

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2024年7月25日
【事業年度】	第36期（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）
【会社名】	株式会社マツモト
【英訳名】	MATSUMOTO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 大輝
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号
【電話番号】	093(371)0298(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼総務部長 徳永 和敏
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号
【電話番号】	093(371)0298(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼総務部長 徳永 和敏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月
売上高 (千円)	2,818,992	2,270,312	2,349,954	2,242,743	2,214,439
経常利益又は経常損失 (千円)	1,707	344,426	188,746	32,735	137,133
当期純利益又は当期純損失 (千円)	7,923	389,106	1,287,163	74,429	86,605
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	929,890	929,890	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	381,300	381,300	381,300	381,300	1,143,900
純資産額 (千円)	3,188,410	2,765,899	1,439,057	1,514,313	1,461,118
総資産額 (千円)	4,347,814	3,844,561	2,649,763	2,825,268	2,836,997
1株当たり純資産額 (円)	2,815.63	2,442.52	1,270.81	1,337.66	1,286.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	100.00 (-)	100.00 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	7.00	343.61	1,136.67	65.74	76.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	73.3	71.9	54.3	53.6	51.4
自己資本利益率 (%)	0.2	13.1	61.2	5.0	5.8
株価収益率 (倍)	115.4	-	-	49.3	-
配当性向 (%)	476.4	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	78,920	74,892	136,620	73,985	68,851
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	137,516	424,217	3,029	184,135	77,258
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	43,715	43,825	56,273	292,984	279,428
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,301,172	758,237	948,101	982,964	557,424
従業員数 (人)	201	199	177	181	181
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔90〕	〔81〕	〔78〕	〔115〕	〔106〕
株主総利回り (%)	97.4	102.7	87.5	383.0	197.2
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(92.9)	(122.9)	(126.0)	(140.2)	(191.2)
最高株価 (円)	2,735	3,210	2,494	21,450	4,120 (15,170)
最低株価 (円)	1,910	2,071	1,772	2,065	1,526 (3,275)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しています。
4. 第32期、第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第33期、第34期及び第36期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。第35期の配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月1日までは、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2022年4月4日からは東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。なお、第36期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しています。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第34期の期首から適用しており、第34期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

当社（1973年12月18日青木株式会社として設立）は、株式会社マツモト（1989年2月16日株式会社ニュー北九州として設立）の株式額面を変更するため、1992年5月1日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎましたが、合併前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

従いまして、実質上の存続会社は、被合併会社である株式会社マツモトであるため、特に記載のない限り、実質上の存続会社について記載しております。

株式会社マツモトは1989年2月16日に設立されましたが、1989年5月1日に吸収合併した合資会社松本写真印刷社を母体とし、その事業を引き継いでおります。以下株式会社マツモトの設立から現在に至るまでの概要は次のとおりであります。

また、株式会社マツモトの母体となった合資会社松本写真印刷社の設立よりの変遷を下記別表に記載いたします。

年月	事項
1989年2月	北九州市門司区に株式会社ニュー北九州を設立
1989年5月	合資会社松本写真印刷社を合併し、商号を株式会社マツモトに変更
1989年5月	札幌営業所を札幌市中央区に開設
1991年11月	名古屋営業所を名古屋市東区に移転
1992年5月	株式額面変更のため、青木株式会社と合併（合併比率1：3,000）
1992年11月	デザインセンターを北九州市門司区に開設
1994年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1994年10月	印刷・製本工場を北九州市門司区に開設
1995年5月	札幌営業所を札幌市西区に移転
1998年10月	東京営業所を東京都豊島区に移転
2003年6月	大阪営業所を兵庫県尼崎市に移転
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2006年8月	大阪営業所を本社に統合
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場
2012年5月	札幌営業所を本社に統合
2012年7月	東京営業所を東京都新宿区に移転
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所との市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2013年8月	福岡営業所を福岡市博多区に開設（プランニングスタジオを組織変更し、改称）
2013年8月	名古屋営業所を名古屋市中区に移転
2017年1月	印刷・製本工場を北九州市小倉北区に開設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、JASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場に移行
2022年12月	東京営業所を東京都品川区に移転

（別表・合資会社松本写真印刷社の設立よりの変遷）

年月	事項
1949年4月	福岡県門司市（現北九州市門司区）に合資会社松本写真印刷社を設立
1968年9月	製本工場を北九州市門司区（社ノ木）に開設
1978年3月	東京営業所を東京都新宿区に開設
1978年10月	製版工場を北九州市門司区（猿喰）に開設
1981年10月	本社を北九州市門司区に新築
1983年3月	大阪営業所を大阪市淀川区に開設
1984年6月	名古屋営業所を名古屋市千種区に開設
1984年8月	製版工場を製版・印刷工場に増築
1989年5月	株式会社へ組織変更のため、株式会社ニュー北九州と合併

### 3【事業の内容】

当社は、印刷物の製造販売を主たる事業としております。その主要製品は、学校向けの卒業記念アルバムであり、ポスター、カタログ、パンフレット等の一般商業印刷物も製造いたしております。さらに、デジタル写真アルバムや自費出版、印刷通信販売、写真プリント販売等のインターネット関連事業も手掛けております。

また、当社は、印刷業における全工程であります企画、製版、印刷、製本の一貫した生産設備を有し、最新のコンピュータシステムを駆使してより効率的かつ高品質の製品を生産いたしております。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当社は、関係会社もなく、継続的で緊密な事業上の関係のある関連当事者もないので、事業系統図の記載を省略しております。

### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

### 5【従業員の状況】

#### (1) 提出会社の状況

2024年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
181 (106)	43才4カ月	15年10カ月	3,992,990

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

#### (2) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありませんが、労使関係は安定しております。

#### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、情報産業の一翼を担う印刷産業として、各種メディアに対応し、また最近のIT革命に呼応して新たな「印刷とITの融合」をテーマとしております。

これにより、経営スタンスは、印刷業界において常に新技術の開発・導入をはかり、各分野におけるパイオニアとなることを目指しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大以降、印刷業界においては、長らく情報伝達の主役であった紙（ペーパー）から情報のデジタル化への移行が加速しております。この状況に対応すべく、従来の紙を主体とする印刷から情報産業への収益構造改革を進めてまいります。

#### (2) 経営戦略等

中長期的には、情報メディアのデジタル化の流れにより印刷産業は紙のみならず各種媒体を吸収していくことが要求され、この変化は今後さらに加速することが予想されますので、当社は、インターネット関連事業の伸長に積極的に取り組んでおります。

短期的には、戦略的設備投資として最新型高性能インクジェットプリンターを本格稼働させ、生産ラインの小ロット、短納期対応の体制を強化しております。さらに戦略的商品として開発した光沢があり屈折で浮き出て見えるホログラム印刷を学校アルバム、一般商業印刷の両部門に投入し、販売を促進して売上の増大をはかってまいります。

#### (3) 経営環境

情報メディア電子化の進展を受け様々な分野でペーパーレス化が拡がり、紙媒体需要は減少を続けておりますが、テレワークの拡充、書類への押印の必要性など紙のやり取りが減って人々の行動様式に変化が現われますと、紙からデジタルへの情報媒体の移行が進み経営環境は変化してまいります。この変化に対応していくためインターネット関連事業に取り組みこの分野を伸長させる計画であります。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

中長期的には、紙からデジタルへの情報媒体への変化に対応するため既存の学校アルバム、一般商業印刷の二部門に加え、インターネットを介したデジタル写真アルバム、写真プリント販売、自費出版サービス、印刷通販、Web3.0事業等のインターネット関連事業の売上を伸ばすこととあります。

#### (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標といたしましては、売上高の拡大、営業利益の継続的な黒字化を目指してまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### 1．サステナビリティ全般に関して

弊社としましては、弊社の企業活動を取り巻く自然環境を永続的ならしめることこそが、自らの企業活動を持続発展的なものに結び付けるものと認識しております。特に弊社の企業活動での以下の項目に注目し対応を実施・検討しているところであります。

・生産活動における省電力化及び、CO2排出量低減を実施しております。

具体的には、弊社高浜工場での太陽光発電の開始、本社および自社工場において蛍光灯のLEDへの一斉置き換えを実施したところ。LEDへの一斉置き換えでは年間約45トンのCO2削減効果を見込み（ 1 ）、杉の木換算で約3,000本分の植樹効果を見込んでいるところであります（ 2 ）

（ 1 ）環境省・経済産業省の公表する各送配電事業者の調整後排出数に基づく

（ 2 ）杉の木1本が1年間に吸収するCO2を14kgとして計算

・印刷過程におけるプラスチック由来製品取扱低減による自然環境の維持については継続的に検討・実施を続けております。

#### (1) ガバナンス・リスク管理

「1．サステナビリティ全般に関して」の観点を勘案した企業活動を推進するため、社長をトップとした取締役会では、固定資産や生産設備の更改・見直しのタイミングを見図りつつ問題解決の検討に取り組んでおります。

上記企業対応の検討は社会貢献に資するのみならず、脱炭素税や環境破壊に対するペナルティ施策等が導入された場合であっても、社業を安定的に稼働させる弊社のリスク管理に資するものです。

CO2削減は気候変動に対する対応として有効な策と理解しているところでありますが、現状の工場設備で消費している電力の生成時、および工場での生産時そのもので発生するCO2低減化を進めるべく検討・実施を始めたところでもあります。

また、当社印刷製品にプラスチック由来の原料使用を低減・回避する方法をとることで、当社製品の生産量が増大した場合でも、環境への負荷が高まらないよう留意しております。

#### (2) 戦略

「(1) ガバナンス・リスク管理」に記載した内容を具体的に進めるため下記の対応を実施・検討しております。

・設備更改の都度、最新の省エネ機材と入れ替えを行うことにより、逐次省電力化を図っているところであります。この度、保有する固定資産を有効に活用すべく、弊社高浜工場屋上へ太陽光発電パネルを設置いたしました。これにより、同工場で使用する電力の一部につきCO2無排出化を進めていくことが期待できます。

さらに、本社および各自社工場における蛍光灯のLED一斉入れ替えを実施したことにより、前述の通り、CO2の発生を年間約45トン程度削減ができる見込みになりました。

・また、例えば従来は一般的にプラスチック・石油由来の原料が必要とされていたホログラム印刷につき、既に当社はプラスチック・石油由来原料の使用を不要とする手法を採用しております。このように環境負荷の低い印刷技術を積極活用しつつ、他社製品との差別化もあわせて進めてまいります。

#### (3) 指標及び目標

具体的な指標や目標を定めたわけではありませんが、今後の進捗状況を見ながら、指標化についても検討してまいりますと考えております。

### 2．人的資本に関して

#### (1) ガバナンス・リスク管理

会社の持続的運営を担保するにあたっての最大のキギは社内人材の活性化と認識しております。

このために有効と考えられるのは、会社運営が単一志向に陥らないような人材の多様性を確保することや自律的人材を育成することと考えており、これこそが会社として最大のリスク管理と考えております。

#### (2) 戦略

「(1) ガバナンス・リスク管理」に記載した内容を具体的に進めるため、人材に関し各部門に多様なバックグラウンドを持つ者を積極的に外部採用し、重要な組織の設置・改編や主要ポジションの見直し等を行うとともに、効果的な社員教育の実施を進めております。

#### (3) 指標及び目標

弊社は比較的小規模な組織であるため、重要性も勘案し、現段階では採用人数や研修実施回数等の人的資本に関する具体的な目標値は定めておりません。しかし、社員教育は、社内人材を活性化する上で非常に重要なポイントであると認識しております。弊社ではこれまで、執務現場で必要となる公的資格の取得・更新のための講習会を除き、OJTをはじめとする社内だけによる教育研修を実施してまいりました。ただ、この方法だけでは、とすると「社内常識」にとらわれかねない研修となってしまう懸念もあります。

このような観点も勘案し、昨年からの教育研修の実施につき、社外の多様な考え方・態様にも触れる機会を社員が積極的に得られるよう、新たに他社の社員も参加する外部教育・研修機関への派遣を開始したところであり、従来からの社内研修と並走させることとしております。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものです。

#### (1) 少子化によるリスク

当社の売上高のおよそ82%を占める学校アルバムは、少子化が続く中で、学生生徒数の減少、学校数の減少にみられるように市場規模が年々縮小、販売数量も減少し同業他社との競争は毎年激化しており、厳しい経営環境はしばらく続くと見込まれます。

この少子化によるリスクへの対応策といたしましては、市場規模が縮小していく状況におきましても、競合他社との競争優位性を確立することです。そのため、短納期・高品質の学校アルバムや顧客ニーズに合わせた様々なタイプの学校アルバムを市場に提供できるよう、最新型高性能インクジェットプリンターなどの生産設備を備えております。また、アルバム原稿編集においてもAIを導入したソフトウェアの開発を進めており、この工程においても省力化をはかり生産効率化による競争力の強化を推進しています。

#### (2) 情報メディアのデジタル化によるリスク

一般商業印刷部門におきましては、デジタル化の進展に伴い、ペーパーレス化が加速しますと、紙媒体需要が減少し、紙媒体印刷物の市場が縮小すると見込まれます。

この情報メディアのデジタル化によるリスクへの対応策といたしましては、当社のみならず印刷業界全体の構造転換が求められておりますが、当社は「印刷とITの融合」をメインテーマにインターネット関連事業に積極的に取り組んでおります。インターネットを介したデジタル写真アルバム、写真プリント販売、自費出版サービス、印刷通販等インターネット関連事業のラインナップを充実させ、売上増大をはかっていく所存です。

#### (3) 固定資産の減損リスク

当社は、生産設備や土地をはじめとする固定資産を保有しています。事業環境等の変化により当該資産から得られる将来キャッシュ・フローが著しく減少した場合、減損損失が発生し、経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

この固定資産の減損リスクへの対応策といたしましては、学校アルバム部門におきましては、短納期・高品質の学校アルバムや顧客ニーズに合わせた様々なタイプの学校アルバムを市場に提供できるよう、競争力の強化を推進し、一般商業印刷部門におきましては、インターネットを介したデジタル写真アルバム、写真プリント販売、自費出版サービス、印刷通販等インターネット関連事業のラインナップを充実させ、さらに光沢があり屈折で浮き出て見えるホログラム印刷を学校アルバム、一般商業印刷部門に投入し、売上増大をはかり、業績の安定、収益力の向上に取り組んでおります。

#### (4) 売上高の季節変動のリスク

当社の年間売上高の大半を占める学校アルバム部門は卒業時期の2月、3月に年間売上の6～7割が集中します。一方、固定費の発生が先行することにより、每期第3四半期累計期間までは売上総損失となる傾向があります。当社はこの季節変動を前提として事業運営を行っておりますが、新型コロナウイルス等感染症の流行などによって繁忙期の製造や納品に大幅な遅延等が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 新型コロナウイルス等感染症拡大に伴うリスク

新型コロナウイルス等による感染症が再拡大し、経済活動に制限が加えられますと、印刷物の需要が大きく減少していくこととなり、一般商業印刷部門の業績に影響が出てまいります。

また、学校アルバム部門の売上時期のずれや一般商業印刷部門の売上減少により、売上代金の回収の遅れならびに減少から一過性として当社の資金が減少するリスクがあります。

一過性の資金減少のリスクへの対応策といたしましては、主要な金融機関と緊急な連携を取り不測の事態が生じて円滑に資金調達ができるよう、万全の対策を講じております。



## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態の状況

##### (総資産)

総資産は、前事業年度末に比べ11百万円増加し、2,836百万円となりました。

##### (流動資産)

流動資産は、前事業年度末に比べ432百万円減少し、940百万円となりました。

これは主として、現金及び預金が425百万円、売掛金が7百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

##### (固定資産)

固定資産は、有形固定資産が410百万円、無形固定資産が3百万円、投資その他の資産が30百万円それぞれ増加したことにより、前事業年度末に比べ444百万円増加し、1,896百万円となりました。

このうち有形固定資産の増加は主としてリース資産(印刷機械)が312百万円増加したこと、投資その他の資産の増加は主として投資有価証券の含み益が31百万円増加したことによるものであります。

##### (流動負債)

流動負債は、前事業年度末に比べ193百万円減少し、717百万円となりました。

これは主として、買掛金が30百万円、リース債務が42百万円それぞれ増加した一方、短期借入金が200百万円、未払消費税等が51百万円、1年内返済予定の長期借入金が14百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

##### (固定負債)

固定負債は、前事業年度末に比べ、258百万円増加し、658百万円となりました。

これは主として、長期借入金が42百万円減少した一方、リース債務が301百万円増加したことなどによるものであります。

##### (純資産)

純資産は、前事業年度末に比べ、53百万円減少し、1,461百万円となりました。

これは主として、投資有価証券に係る評価差額金が29百万円、新株予約権が4百万円それぞれ増加した一方、利益剰余金が86百万円減少したことなどによるものであります。

#### 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更になり、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の回復等により、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で不安定な国際情勢のもと原材料・エネルギー価格の高騰や円安の進行により国内の物価が上昇するとともに、多くの業種で人手不足に直面するなど、先行きが不透明な状況が継続しております。

印刷業界におきましては、上記新型コロナウイルス感染症の影響に加え、情報媒体のデジタル化進展がペーパーメディアの需要減少をもたらし、競争激化や価格低迷などによって、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況の下、当事業年度の経営成績は、以下のとおりとなりました。

当社の売上高は、学校アルバム部門と一般商業印刷部門とで構成されております。学校アルバム部門は出生率の低下による生徒数の減少傾向や印刷不況下での価格競争激化により業界の厳しさを増しており、当事業年度の売上高は、前事業年度比1.3%減の1,810百万円となりました。また、一般商業印刷部門については、ペーパーレス化の進展による印刷需要の落ち込みが継続していることにより、当事業年度の売上高は、前事業年度比1.3%減の403百万円となりました。これらにより両部門を合計した全売上高は、前事業年度比1.3%減の2,214百万円となりました。

損益につきましては、主として価格高騰による原材料費の増加、賃上げによる労務費の増加、生産設備の更新に伴う減価償却費の増加が製造原価を押し上げたことや、広告宣伝費の増加等に伴い販売費及び一般管理費が前事業年度比で増加したことにより、営業損失146百万円(前事業年度は営業利益12百万円)、経常損失137百万円(前事業年度は経常利益32百万円)、当期純損失86百万円(前事業年度は当期純利益74百万円)となりました。

この結果、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、当事業年度の配当は無配とさせていただきます。

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果支出した資金は、68百万円(前事業年度比5百万円減)となりました。

これは主に、資金増加要因として減価償却費56百万円、仕入債務の増加30百万円等があった一方、税引前当期純損失80百万円、固定資産売却益56百万円、未払消費税等の減少19百万円等の資金減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果支出した資金は、77百万円(前事業年度比106百万円減)となりました。

これは主に、有形固定資産並びに無形固定資産の取得による支出134百万円及び有形固定資産の売却による収入56百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果支出した資金は、279百万円(前事業年度は292百万円の取得)となりました。

これは主に、短期借入金の純減200百万円、長期借入金の返済57百万円、リース債務の返済20百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社の事業は単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、部門別に記載しております。

a. 生産実績

区分	第36期 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)	前年同期比(%)
学校アルバム(千円)	1,809,867	98.6
一般商業印刷(千円)	403,439	98.4
合計(千円)	2,213,306	98.6

(注) 金額は販売価格で表示しております。

b. 受注実績

区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
学校アルバム	1,785,142	99.5	199,660	88.6
一般商業印刷	404,453	99.3	9,310	109.9
合計	2,189,596	99.4	208,970	89.4

(注) 金額は販売価格で表示しております。

c. 販売実績

区分	第36期 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)	前年同期比(%)
学校アルバム(千円)	1,810,825	98.7
一般商業印刷(千円)	403,613	98.7
合計(千円)	2,214,439	98.7

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、主要な販売先(相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先)に該当する販売先がありませんので記載しておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

### 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の財政状態及び経営成績は、財政状態につきましては、自己資本比率が前事業年度末より2.2ポイント下落の51.4%となりました。(詳細は「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載)また、経営成績につきましては、売上高は需要減少や競争激化により学校アルバム部門、一般商業印刷部門ともに前事業年度比減少したほか、価格高騰等により営業費用が増加したため、営業損失146百万円、経常損失137百万円、当期純損失86百万円と、2事業年度ぶりの赤字となりました。(詳細は「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載)

### キャッシュ・フローの状況の分析、検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローは、営業活動により使用した資金は68百万円、投資活動により使用した資金は77百万円、財務活動により使用した資金は279百万円でありました。その結果、期末の現金及び現金同等物は前事業年度末に比べて43.3%減の557百万円となりました。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、売上高の季節変動により、短期的な運転資金を銀行から借入しております。当事業年度におきましては、短期借入金500百万円を銀行から借入をしております。

余裕資金の運用は安全で流動性の高い金融資産であります。低金利が続く状況においては、金利収入が期待できないため、普通預金等にて金利収入よりも、さらに流動性に重点を置き、流動性を確保しております。また、当事業年度末においては、現金及び預金557百万円並びに純投資目的の投資株式36百万円を保有しております。

なお、経済緊縮となって金融情勢が逼迫した事態において、事業運営上緊急の資金が必要となった場合には、取引先の金融機関に対し円滑に資金調達ができるよう安全性の確保を講じております。(第4「提出会社の状況」4.コーポレート・ガバナンスの状況等(5)株式の保有状況参照。)

### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

研究開発活動につきましては原材料分野、生産技術分野、デザイン・システム分野において、それぞれ関係先と協力しつつ、高品質でかつ市場ニーズにマッチした製品を生み出すべく、各担当部署にて進めております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資につきましては、生産能力増強、生産効率化、合理化並びに製品品質の向上を目的として、印刷機械等134百万円の投資をいたしました。

なお、生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は、4ヶ所の工場、3ヶ所の営業所を有している他、デザインセンター及びサテライトオフィスを設けております。主要な設備は以下のとおりであります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2024年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (人)	
		土地		建物		機械及び 装置	リース資産	その他		合計
		面積 (㎡)	金額	延面積 (㎡)	金額					
本社 (北九州市門司区)	本社業務施設 販売・仕入 アルバム及び 印刷物の企画 設備	3,021.34	202,869	2,378.83	13,266	0	-	2,479	218,615	76
デザインセンター (北九州市門司区)	販売、デザイ ン及び製版設 備	632.14	39,478	1,231.93	313	-	-	-	39,791	-
松原工場 (北九州市門司区)	印刷及び製本 設備	(5,745.25)	-	(5,622.18)	11,678	66,698	312,333	1,580	392,290	48
猿喰工場 (北九州市門司区)	製版及び印刷 設備	4,292.21	3,769	2,983.08	3,172	10,933	-	0	17,874	16
社ノ木工場 (北九州市門司区)	企画、製本及 びオンデマン ド印刷設備	1,492.42	125,312	2,231.01	987	0	-	0	126,300	5
八幡サテライトオフィス (北九州市八幡西区)	アルバムの企 画設備	-	-	(286.21)	-	0	-	0	0	-
高浜工場 (北九州市小倉北区)	オンデマンド 印刷及び製本 設備	11,671.71	387,546	3,732.56	285,587	0	-	1,611	674,746	14
東京営業所 (東京都品川区)	販売設備	-	-	(205.93)	1,429	-	-	45	1,475	7
名古屋営業所 (名古屋市中区)	"	-	-	(107.43)	-	-	-	0	0	6
福岡営業所 (福岡市博多区)	"	-	-	(115.01)	-	-	-	213	213	9

(注) 1. 面積のうち( )書きは賃借面積を示し、外数で表示しております。賃借料は43,434千円であります。

2. 建物には構築物5,786千円を含んでおります。

3. 高浜工場は、建物の一部を賃貸しており、その賃貸延面積は2,588.74㎡であります。

4. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

2024年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間リース料(千円)	リース契約残高(千円)
松原工場 (北九州市門司区)	印刷設備	26,454	290,994

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在において計画中の設備計画は、次のとおりであります。

( 1 ) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

( 2 ) 除却等

生産能力に重大な影響を与える除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,866,700
計	3,866,700

(注) 2023年9月14日の取締役会により、2023年11月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は1,288,900株から2,577,800株増加し、3,866,700株となっています。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年4月30日)	提出日現在発行数 (株) (2024年7月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,143,900	1,143,900	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	1,143,900	1,143,900	-	-

(注) 2023年9月14日の取締役会決議により、2023年11月1日付で1株を3株に株式分割しました。これにより、株式数は762,600株増加し、発行済株式総数は1,143,900株となっています。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2024年3月14日発行）

決議年月日	2024年2月27日
新株予約権の数（個）	1,000（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 100,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,000（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年3月15日 至 2026年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3
新株予約権の行使の条件	本第1回新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、目的となる株式の数が100株の整数倍となる本第1回新株予約権の一部行使を妨げるものではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2024年4月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年6月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 新株予約権の目的となる株式の数

- 1 本第1回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式100,000株とする（本第1回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本第1回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

（注）2 新株予約権の行使時の払込金額

- 1 本第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
  - (1) 本第1回新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本第1回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、3,000円とする。ただし、行使価額は本欄第3項に従い調整されることがある。
- 2 行使価額の修正

行使価額の修正は行わないものとする。

### 3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本第1回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。



取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本第1回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。  
時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。  
完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- 本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本第1回新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(注) 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- 1 本第1回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格

本第1回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本第1回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の株式の数で除した額とする。

2 本第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

第2回新株予約権（2024年3月14日発行）

決議年月日	2024年2月27日
新株予約権の数（個）	641（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 64,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,900（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年3月15日 至 2026年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3
新株予約権の行使の条件	本第2回新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、目的となる株式の数が100株の整数倍となる本第2回新株予約権の一部行使を妨げるものではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2024年4月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年6月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 新株予約権の目的となる株式の数

1 本第2回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式52,000株とする（本第2回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本第2回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注) 2 新株予約権の行使時の払込金額

1 本第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

(1) 本第2回新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本第2回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、3,900円とする。ただし、行使価額は本欄第3項に従い調整されることがある。

2 行使価額の修正

行使価額の修正は行わないものとする。

3 行使価額の調整

(1) 当社は、本第2回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の規定は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本第2回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本第1新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(注) 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

1 本第2回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格

本第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本第2回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の株式の数で除した額とする。

2 本第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

第3回新株予約権(2024年3月14日発行)

決議年月日	2024年2月27日
新株予約権の数(個)	520(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 52,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,800(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年3月15日 至 2026年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本第3回新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、目的となる株式の数が100株の整数倍となる本第3回新株予約権の一部行使を妨げるものではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2024年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

1 本第3回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式52,000株とする(本第3回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本第3回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注) 2 新株予約権の行使時の払込金額

- 1 本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

(1) 本第3回新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本第3回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、4,800円とする。ただし、行使価額は本欄第3項に従い調整されることがある。

- 2 行使価額の修正

行使価額の修正は行わないものとする。

- 3 行使価額の調整

(1) 当社は、本第3回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本第3回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。  
 時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。  
 完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。  
 本項第(2)号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本第1新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(注) 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- 1 本第3回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格  
 本第3回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本第3回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の株式の数で除した額とする。
- 2 本第3回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
 本第3回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年9月1日 (注) 1	-	381,300	829,890	100,000	1,591,419	100,000
2023年11月1日 (注) 2	762,600	1,143,900	-	100,000	-	100,000

- (注) 1. 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
2. 発行済株式総数は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより、762,600株増加しました。



( 5 ) 【所有者別状況】

2024年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	21	40	14	12	1,234	1,326	-
所有株式数(単元)	-	1,188	572	610	278	23	8,746	11,417	2,200
所有株式数の割合(%)	-	10.41	5.01	5.34	2.43	0.20	76.61	100	-

(注) 1. 自己株式11,841株は「個人その他」に118単元及び「単元未満株式の状況」に41株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」の中には証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。

( 6 ) 【大株主の状況】

2024年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
松本 敬三郎	福岡県北九州市小倉北区	189,300	16.72
松本 大輝	東京都世田谷区	63,300	5.59
松本 和子	福岡県北九州市小倉北区	53,400	4.72
株式会社大分銀行	大分県大分市府内町三丁目4番1号	43,200	3.82
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	28,500	2.52
サカティンクス株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目23-37	27,000	2.39
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	25,500	2.25
森原 智明	福岡県北九州市戸畑区	17,500	1.55
中尾 祐子	東京都世田谷区	15,900	1.40
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	15,600	1.38
計	-	479,200	42.33

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2024年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,129,900	11,299	-
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	1,143,900	-	-
総株主の議決権	-	11,299	-

(注)1.「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権の数3個)含まれております。

2.2023年11月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は762,600株増加し、1,143,900株となっております。

【自己株式等】

2024年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マツモト	北九州市門司区 社ノ木一丁目2番1号	11,800	-	11,800	1.03
計	-	11,800	-	11,800	1.03

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項ありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3	11,520
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1.2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。当事業年度における取得自己株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています

(注)2.当期間における取得自己株式数には、2024年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	11,841	-	11,841	-

(注) 1 . 2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。当事業年度における保有自己株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。

(注) 2 . 当期間における保有自己株式数には、2024年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策として位置付けており、印刷業界における急速な技術革新に対応した積極的な設備投資を行い新製品・新技術の開発、生産性の向上に努め会社の競争力を維持・強化するとともに、業績に裏付けられた成果の配分を行う方針であります。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針とし、この剰余金の配当の決定機関を株主総会としております。

ただし、当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、業績や経営環境等を総合的に勘案し、無配といたしました。配当原資となる利益剰余金の早期の欠損解消に傾注し、復配を目指してまいります。

なお、当事業年度の内部留保資金につきましては、印刷設備等に有効投資していく所存であります。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業経営者は、株主から会社を預っているものであり、株主に対し企業価値（株主価値）を最大にする責任を負っております。コーポレート・ガバナンスとは、このような経営者の株主に対する責任をいかに果たせるかとの問題と考えております。この企業価値を高めるには、必ずコンプライアンス態勢が構築されていなければならないと、したがって企業経営者はコンプライアンス態勢を構築する責任を株主に対して負っていると理解しております。すなわちコーポレート・ガバナンスを強化するためにはコンプライアンス態勢の構築を経営者が株主に対して負う義務と捉えております。以上の基本的な考え方をふまえ、コーポレート・ガバナンスの重要性につきましては、当社は充分認識しており、特に法令の遵守には意をそいでおります。また当社は、経営の透明性を高めるべく、株主総会および年4回の決算発表の他、株主利益に重大な影響を与えると判断される重要事実の発生時には、的確かつ迅速な情報開示に努めております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会制度を採用しており、経営監視機能の客観性および中立性を確保するとの方針に基づき監査役会は常勤監査役金井義行1名および社外監査役藤岡比左志・松井博昭の2名により構成されております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等の職務執行について、厳正な監視・監査を行っております。さらに、社外監査役のうち、松井博昭については、弁護士の資格を有し、法務全般にわたり高度で専門的な知見を保持しており、この観点からの職務執行に対する監査も厳格に行われております。また、執行機関である取締役会は、代表取締役社長である松本大輝を議長とし、取締役松本敬三郎、取締役徳永和敏および社外取締役杉本佳彦の4名で構成され、毎月1回開催する定時取締役会に加え臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定することとしております。さらに、社外取締役杉本佳彦は公認会計士の資格を有し、財務・会計に関する高度に専門的な知見を保持しており、かかる見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしております。

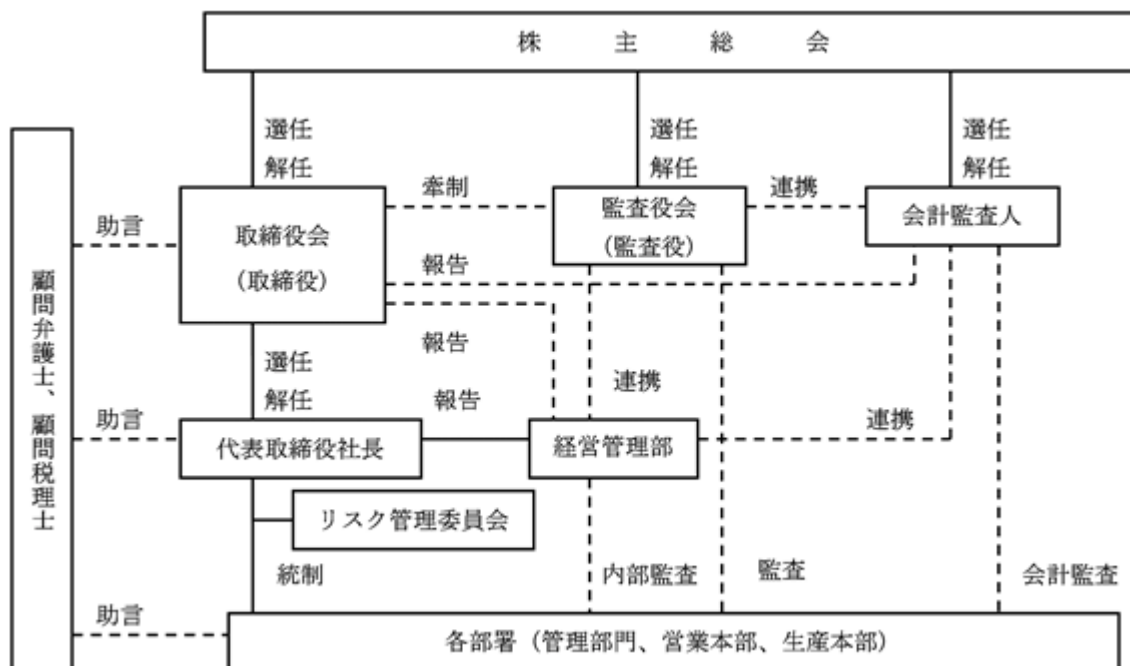
なお、当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松本大輝	13	13
松本敬三郎	13	9
徳永和敏	13	13
杉本佳彦	13	12

通常の内部監査は経営管理部が主として担当しており、その経営管理部には部長1名を配置し、必要に応じ総務部等の管理部門のスタッフがサポートし数名であっております。また、監査役会および会計監査人等とも連絡を密にし相互連携して業務を推進しております。さらに、内部統制部門の業務の状況等に対して行った内部監査の結果等を監査役会ならびに会計監査人にフィードバックいたしております。なお、リスク管理委員会は社長松本大輝を委員長として、松本敬三郎、徳永和敏、杉本佳彦の取締役全員が参加しております。

会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査人には、EY新日本有限責任監査法人を起用しており、同監査法人との間で会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、それに従い報酬を支払っております。また、顧問弁護士とは、顧問契約に基づき、必要に応じて適宜アドバイスを受けております。税務上の件につきましても、顧問税理士に相談し、事にあたっております。

以上を図式化しますと、以下のとおりとなります。



なお、現状の体制を採用している理由につきましては、以下のとおりであります。

当社におきましては、経営監視機能の客観性、中立性を確保するため、社外監査役による監査を実施しており、企業経営を常に監視しております。また、監査役は常時取締役会等に出席し、積極的且つ、中立的、客観的な発言がなされています。さらに、公認会計士の資格を有し財務および会計に関する相当程度の知見を有する社外取締役1名も選任しており、経営監視機能および企業統治の一層の強化をはかっております。

#### 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況並びに業務の適正を確保するための体制の整備の状況

当社は取締役会において、次のとおり決議しております。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。
- ・ 取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的実施することにより、コンプライアンス意識を高める。
- ・ 使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とする他、弁護士事務所にも社外窓口を設置し、通報者に不利益が及ばないようにするとともに、社長まで届くようにする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適正かつ確実に保存・管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程を定め危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。
- ・ 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行について十分な審議を経て決定する。

ホ. 当該株式会社の業務の適正を確保するための体制

前記「イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体制を確立する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置することとする。

ト. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。

チ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制

- ・ 取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。
- ・ 監査役から監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の提供が速やかにできる体制を整備する。
- ・ 当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ・ 監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。
- ・ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。
- ・ 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

b. 内部統制システムの運用の状況及びリスク管理体制の運用の状況並びに業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、内部統制システムの適切な整備および運用を行い、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化、内部監査体制の充実に取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

イ. コンプライアンス体制

社長がコンプライアンス責任者となり、取締役および使用人に対し継続して定期的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透および高揚に努めております。

ロ. リスクの管理体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、事業および業務に係るリスクの抽出ならびに対応策が報告、協議されております。

また、適宜是正改善を行い、必要に応じて再発防止の取組みを実施しております。

八. 内部監査体制

当社の内部監査は経営管理部が担当し、監査役ならびに会計監査人とも連携をはかり有効な内部監査を行っております。

役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役、監査役の全員であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社は、取締役を8名以内とする旨を定款で定めております。

自己株式取得の決定機関

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	松本 敬三郎	1951年4月3日生	1975年4月 合資会社松本写真印刷社入社 1989年2月 株式会社ニュー北九州(現株式会社マツモト)取締役就任 1989年5月 当社専務取締役生産本部長就任 1992年7月 当社代表取締役就任 1994年7月 当社代表取締役社長就任 2022年7月 当社取締役会長就任(現任)	(注)5	189,300
代表取締役 社長	松本 大輝	1981年8月18日生	2007年1月 富士ゼロックス株式会社 (現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)入社 2008年4月 当社入社 2008年12月 当社東京営業所長 2009年7月 当社常務取締役営業本部長就任 2022年7月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)5	63,300
常務取締役 アルバム・新規事業営業推進 本部長	柳川 尚	1959年2月6日生	1982年4月 大日本スクリーン製造株式会社 (現株式会社SCREENホールディングス)入社 2005年6月 富士フイルムグラフィックシステムズ株式会社入社 2012年6月 富士フイルム株式会社 米国・欧州グラフィック事業部長 2018年3月 富士フイルムグラフィックソリューションズ株式会社 常務執行役員 2024年5月 当社入社執行役員 2024年7月 当社常務取締役アルバム・新規事業営業推進本部長(現任)	(注)5	-
取締役 管理本部長 兼総務部長	徳永 和敏	1963年5月4日生	1986年4月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2017年5月 株式会社明菱入社 2020年4月 同社取締役総務グループ長 2022年6月 当社入社顧問 2022年7月 当社取締役管理本部長兼総務部長就任(現任)	(注)5	-
取締役	杉本 佳彦	1964年12月26日生	1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1993年8月 公認会計士登録(現任) 2015年7月 当社取締役就任(現任) 2023年3月 株式会社sMedio(現GreenBee株式会社)社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役 (常勤)	金井 義行	1960年6月6日生	1983年4月 小西六コーピックス株式会社 (現コニカミノルタ株式会社)入社 1989年5月 富士ゼロックス株式会社 (現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)入社 2018年9月 当社入社東京営業所特命担当課長 2022年7月 当社監査役就任(現任)	(注)7	-



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	藤岡 比左志	1957年4月22日生	1980年4月 株式会社ダイヤモンド入社 2002年6月 同社取締役経営企画本部長 2008年6月 株式会社ダイヤモンド・ビッグ社代表取締役社長 2017年7月 大阪府貝塚市政策アドバイザー(現任) 2018年6月 株式会社アットマーク・ラーニング社外取締役(現任) 2022年7月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	松井 博昭	1983年11月19日生	2009年12月 弁護士登録(現任) 2010年1月 西村あさひ法律事務所入所 2019年7月 ニューヨーク州弁護士登録 2019年8月 AI-EI法律事務所入所(現任) 2021年4月 信州大学特任教授(現任) 2022年7月 当社監査役就任(現任)	(注)6	-
			計		252,600

- (注) 1. 取締役杉本佳彦は、社外取締役であります。  
2. 監査役藤岡比左志及び松井博昭は、社外監査役であります。  
3. 取締役会長松本敬三郎は、代表取締役社長松本大輝の実父であります。  
4. 2023年7月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 2024年7月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
6. 2022年7月27日開催の定時株主総会の終結の時から3年間  
7. 2022年7月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役杉本佳彦と当社とは、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外監査役藤岡比左志ならびに社外監査役松井博昭と当社とは、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、金融商品取引所の独立性に関する判断基準を参考にしつつ、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

なお、当社は社外取締役杉本佳彦、社外監査役藤岡比左志および社外監査役松井博昭を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は社外監査役を含め内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行しております。

また、監査役監査と会計監査との相互連携のため、監査役会と会計監査人は四半期毎に面談を行い、情報交換や意思疎通を進め、それぞれの監査の実効性を高めております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社における監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の3名で構成されております。常勤監査役金井義行は長い営業経験を基に社内各部署の業務に精通しております。社外監査役の藤井比左志は長年にわたる経営者としての高い見識と様々な分野における豊富な経験等を有しております。また、社外監査役松井博昭は弁護士資格を有しており、法務全般にわたり高度で専門的な知見を保持しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会計監査人、取締役と意思疎通を図り、適正な監査の環境の整備に努めております。また、内部統制担当部門である経営管理部とも連携を図りながら監査を実施しております。

なお、当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
金井義行	13	13
藤岡比左志	13	12
松井博昭	13	13

監査役会における主な検討事項としては、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社、工場において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて営業の報告を求める手続きを取っております。また、代表取締役との意見交換、会計監査人からの監査計画報告及び会計監査結果報告などの会議を定例化して実施しております。

常勤監査役はその常勤性を基にして、予防監査を主たる目処とした本社・工場などの作業現場を含む事業領域全体に任意に視察をおこなうと共に現場担当者に事象の説明や状況の報告を受けるなどして適宜・適時の業態把握を行い、業務運用の妥当性や仕組みの有効性、内部統制の適正運用等に関する評価や検証等をおこないます。

また、その内容・結果等については必要に応じて取締役や各部署の管理監督者に意見や提言等を行い、さらに監査役会にその内容の報告をおこなっております。

## 内部監査の状況

内部監査及び内部統制部門として経営管理部が設置されており、経営管理部長1名が年間を通じて内部監査の実施と内部統制の整備及び運用状況についてモニタリングをしております。内部監査結果については、独立的かつ客観的な立場から業務の適切性、規程や法令順守の状況などを監査し評価して、改善に関する提言等を行うとともに、代表取締役に内部監査結果を報告し、取締役会に対しては「内部監査報告書」で報告を行っております。また、内部監査における指摘事項については、改善状況を検証し、是正に向けたフォローアップを行っております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、経営管理部は監査役会及び会計監査人と必要に応じて相互の情報、意見等の交換を行うなど、相互連携を強化し、監査の実効性と効率性を高めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

34年間

c. 業務を執行した公認会計士

EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 福本 千人

指定有限責任社員 業務執行社員 廣住 成洋

EY新日本有限責任監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

d. 監査業務に係る補助者の構成

EY新日本有限責任監査法人 公認会計士 6名 その他15名

e. 監査法人の選定方針と理由

EY新日本有限責任監査法人は、会計監査人に必要な専門性や独立性、必要とされる監査品質を確保できる体制を有していると判断したため、当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談、確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上にも努めています。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不信任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視・検証しており、従前から適正に監査が行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,200	-	17,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

当事業年度の役員の報酬等については、以下のとおりであります。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額の決定に関しては、世間基準・業界水準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。また、その決定方法は、下記のとりの株主総会で決定された報酬枠の限度額内において、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役会の協議により決定しております。さらに、毎年株主総会後に行われる取締役会並びに監査役会において確認及び見直しの必要があれば協議することとしております。なお、当事業年度の役員の報酬等の額の決定は、取締役については、2023年7月の取締役会において決定しており、監査役については、2022年7月の監査役会において決定しております。

- a. 取締役の報酬限度額は、1993年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額20,000千円以内と決議しております。なお、当該決議がなされた時点での取締役の員数は6名です。
- b. 監査役報酬限度額は、1993年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議しております。なお、当該決議がなされた時点での監査役の員数は2名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	役員退職慰労引当金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	48,740	43,800	-	4,940	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	6,500	6,000	-	500	-	1
社外役員	5,220	4,800	-	420	-	3

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

1、基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、世間基準・業界水準・経営成績および従業員給与とのバランス等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬のみを支払うこととします。

2、基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間基準・業界水準・経営成績および従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、退職慰労金は、株主総会での承認を条件として、役員退職慰労金規程に基づき決定し、取締役会決議後一定の時期に支払うものとします。

3、基本報酬の額・業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社取締役の報酬は、業績連動報酬等、非金銭報酬等の支給はなく、基本報酬のみがその金額を占めるものとします。

#### 4、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の松本大輝氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、世間基準・業界水準・経営成績および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬の額を決定するものとします。なお、退職慰労金の個人別の金額は、役員退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内において取締役会にて決定するものとします。

代表取締役社長の松本大輝氏に権限を委任した理由は、当社の事業環境や経営状況、役員の役割や成果等を熟知し、さらに長年にわたり経営を担っている経験もふまえ、総合的かつ客観的に役員を評価し、役員の報酬額を決定できると判断したためです。

従いまして、当社取締役会としては、上記のプロセスにより決定された当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

#### (5) 【株式の保有状況】

##### 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするために保有する株式を純投資目的である投資株式、その他を純投資目的以外の目的である投資株式と区別しております。

##### 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

##### a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、投資株式を政策的に保有する場合、取引の経済合理性を含めて当該会社との関係強化による収益力向上の観点から有効性を判断します。また、経済緊縮となって金融情勢が逼迫した場合に円滑に必要な資金を確保できる安全性を重視します。さらに、地域経済への貢献を通じた当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に勘案します。これらはすべて取締役会で決議しております。

当社は、取締役会で政策保有株式の保有合理性を取引の経済合理性ならびに経済情勢の変化、金融の逼迫状況を含めて定期的に検証しており、検証結果を総合的に勘案して、保有合理性が著しく低い株式については適宜適切に売却するものとしております。その検証する方法は、主に金融機関においては、借入金利の有利性・迅速性等融資ならびに当社の事業展開における協力や様々な分野での情報収集等と株式の合理性が保たれているか等であります。

この結果、当事業年度末における保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は下記に記載のとおりで、このうち非上場株式以外の株式は、当社と取引のある金融機関となっております。この金融機関については、株式会社大分銀行から2023年10月に200,000千円および2024年1月に200,000千円、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの子会社である株式会社福岡銀行から2023年12月に100,000千円、短期の運転資金をそれぞれ借入しております。取締役会において、借入金利の水準ならびに融資の迅速性等および借入だけでなく当社の事業展開における協力や情報収集等を勘案し、3金融機関の個別銘柄の保有の適否につき検証いたしております。

また、非上場株式1銘柄は、地元福岡県に本社を有するテレビ放送会社であり、当社は地域経済発展貢献等のため、1990年の同社設立時に2,000千円出資しております。取締役会において地域経済発展への貢献と当社の新規事業の推進や新規顧客の開拓等において、広告宣伝機能を有するこの非上場テレビ放送会社の株式保有は有益であると、個別銘柄の保有の適否につき検証いたしております。

さらに、この非上場株式1銘柄と上場株式3銘柄計4銘柄は、すべて配当を続けており、配当収入で当社の営業外収益に貢献していることも保有の適否に関する取締役会等の検証の対象としております。

##### b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計（千円）
非上場株式	1	2,000
非上場株式以外の株式	3	84,901

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数(銘柄)	株式の増加に係る取得価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	4	(株)大分銀行の株式につきましては、以前株式累積をしておりましたが、現在はしていません。しかしながら、株式累積投資の口座が存在しますので、株式累積投資口座に残っている単元未満株式の配当金の再投資によるものであります。 また、(株)大分銀行は、保有の適否に関する取締役会の検証(2023年10月12日)においても当社のメインバンクとして金利面等で主導的な役割を果たしたことが評価されております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)大分銀行	12,851	12,849	(保有目的)取引関係等の維持・向上 (定量的な保有効果) (注)1 (株式数が増加した理由)(注)2	有
	37,743	26,521		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	27,000	27,000	(保有目的)取引関係等の維持・向上 (定量的な保有効果) (注)1	無 (注)3
	42,646	23,028		
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	1,075	1,075	(保有目的)取引関係等の維持・向上 (定量的な保有効果) (注)1	無 (注)4
	4,511	2,733		

(注) 1. 定量的な保有効果につきましては、記載が困難であるため記載していません。

なお、保有の合理性につきましては、取引関係等の維持・向上、当社の中長期的な企業価値向上に資する観点および経済緊縮となって金融情勢が逼迫した場合に円滑に必要な資金を確保できる安全性を重視する点から保有の合理性を含めて取締役会で定期的に検証しております。

2. 株式会社大分銀行の株式につきましては、以前に株式累積投資をしていました口座に単元未満株式が残っており、その単元未満株式の配当金が株式に再投資されて、株式取得となったものです。また、株式会社大分銀行は、保有の適否に関する取締役会での検証(2023年10月12日)においても当社のメインバンクとして金利面等で主導的な役割を果たしたことが評価されております。

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有していませんが、同子会社である株式会社三菱UFJ銀行並びに三菱UFJ信託銀行は当社株式を保有しております。

4. 株式会社ふくおかフィナンシャルグループは当社株式を保有していませんが、同子会社である株式会社福岡銀行は当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（千円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	36,608	2	38,052

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（千円）	売却損益の 合計額（千円）	評価損益の 合計額（千円）
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1,043	-	4,815

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（2023年5月1日から2024年4月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等に正確に反映できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、適確かつ最新の情報収集等に努め、それらを実務にフィードバックしております。



## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	982,964	557,424
受取手形	13,881	3,077
売掛金	268,961	261,558
商品及び製品	5,562	4,429
仕掛品	55,092	51,301
原材料及び貯蔵品	49,059	55,478
前払費用	7,861	7,101
その他	2,759	1,926
貸倒引当金	2,900	2,050
流動資産合計	1,373,242	940,247
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,148,348	2,149,917
減価償却累計額	3,116,892	3,118,269
建物(純額)	319,456	310,648
構築物	44,172	44,724
減価償却累計額	3,37,182	3,38,937
構築物(純額)	6,990	5,786
機械及び装置	3,351,064	2,779,030
減価償却累計額	3,3,316,929	3,2,701,398
機械及び装置(純額)	34,135	77,632
車両運搬具	26,213	9,612
減価償却累計額	3,26,213	3,9,612
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	76,222	81,377
減価償却累計額	3,72,853	3,75,447
工具、器具及び備品(純額)	3,368	5,930
土地	2,758,976	2,758,976
リース資産	-	333,000
減価償却累計額	-	3,20,666
リース資産(純額)	-	312,333
建設仮勘定	62,534	124,679
有形固定資産合計	1,185,460	1,595,987
無形固定資産		
ソフトウェア	3,934	7,198
無形固定資産合計	3,934	7,198
投資その他の資産		
投資有価証券	92,335	123,510
破産更生債権等	4,132	5,686
敷金	63,766	63,536
保証金	559	400
保険積立金	106,036	106,130
貸倒引当金	4,200	5,700
投資その他の資産合計	262,630	293,564
固定資産合計	1,452,026	1,896,749
資産合計	2,825,268	2,836,997

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	212,780	243,137
短期借入金	2,430,000	2,410,000
1年内返済予定の長期借入金	57,120	42,880
リース債務	-	42,378
未払金	83,221	88,101
未払費用	41,389	41,507
未払法人税等	6,546	6,546
未払消費税等	96,812	45,541
前受金	532,660	523,793
預り金	4,848	8,106
賞与引当金	57,400	57,500
その他	17,710	17,587
流動負債合計	910,490	717,078
固定負債		
長期借入金	42,880	-
リース債務	-	301,900
長期預り敷金	30,170	30,180
長期預り保証金	76,000	70,000
退職給付引当金	107,004	108,955
役員退職慰労引当金	119,991	125,851
資産除去債務	24,419	19,954
繰延税金負債	-	1,958
固定負債合計	400,464	658,800
負債合計	1,310,955	1,375,879
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	100,000	100,000
その他資本剰余金	2,421,310	2,421,310
資本剰余金合計	2,521,310	2,521,310
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,092,035	1,178,640
利益剰余金合計	1,092,035	1,178,640
自己株式	18,063	18,075
株主資本合計	1,511,210	1,424,593
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,102	32,315
評価・換算差額等合計	3,102	32,315
新株予約権	-	4,209
純資産合計	1,514,313	1,461,118
負債純資産合計	2,825,268	2,836,997

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
売上高	1 2,242,743	1 2,214,439
売上原価		
製品期首棚卸高	4,327	5,562
当期製品製造原価	1,796,814	1,885,971
合計	1,801,141	1,891,534
製品期末棚卸高	5,562	4,429
製品売上原価	1,795,579	1,887,104
売上総利益	447,163	327,334
販売費及び一般管理費		
旅費及び交通費	20,053	19,759
広告宣伝費	6,509	15,875
役員報酬	54,900	54,600
給料及び賞与	143,508	144,913
賞与引当金繰入額	9,800	10,400
退職給付費用	8,448	9,145
役員退職慰労引当金繰入額	5,942	5,860
福利厚生費	31,655	33,382
賃借料	19,019	20,644
租税公課	27,286	36,164
減価償却費	1,986	631
貸倒引当金繰入額	2,200	650
その他	103,717	121,611
販売費及び一般管理費合計	435,028	473,637
営業利益又は営業損失( )	12,135	146,302
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	3,062	3,427
不動産賃貸収入	31,020	31,055
雑収入	5,301	4,471
営業外収益合計	39,383	38,954
営業外費用		
支払利息	431	9,503
不動産賃貸原価	17,388	17,401
雑損失	962	2,880
営業外費用合計	18,783	29,785
経常利益又は経常損失( )	32,735	137,133
特別利益		
固定資産売却益	2 47,764	2 56,519
特別利益合計	47,764	56,519
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	80,499	80,614
法人税、住民税及び事業税	6,070	5,990
法人税等合計	6,070	5,990
当期純利益又は当期純損失( )	74,429	86,605

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)		当事業年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		487,794	27.3	538,696	28.6
労務費		814,173	45.5	835,895	44.4
経費		486,616	27.2	507,589	27.0
(うち外注加工費)		(73,164)		(78,795)	
(うち減価償却費)		(10,805)		(41,823)	
当期総製造費用		1,788,583	100.0	1,882,180	100.0
期首仕掛品棚卸高		63,323		55,092	
合計		1,851,907		1,937,273	
期末仕掛品棚卸高		55,092		51,301	
当期製品製造原価		1,796,814		1,885,971	

(脚注)

前事業年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)	当事業年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)
原価計算の方法 実際原価による工程別総合原価計算を採用しております。	原価計算の方法 実際原価による工程別総合原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	2,421,310	2,521,310	1,166,465	1,166,465
当期変動額						
当期純利益					74,429	74,429
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	74,429	74,429
当期末残高	100,000	100,000	2,421,310	2,521,310	1,092,035	1,092,035

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,217	1,437,627	1,429	1,429	1,439,057
当期変動額					
当期純利益		74,429			74,429
自己株式の取得	846	846			846
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,672	1,672	1,672
当期変動額合計	846	73,582	1,672	1,672	75,255
当期末残高	18,063	1,511,210	3,102	3,102	1,514,313

当事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	2,421,310	2,521,310	1,092,035	1,092,035
当期変動額						
当期純損失（ ）					86,605	86,605
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	86,605	86,605
当期末残高	100,000	100,000	2,421,310	2,521,310	1,178,640	1,178,640

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,063	1,511,210	3,102	3,102	-	1,514,313
当期変動額						
当期純損失（ ）		86,605				86,605
自己株式の取得	11	11				11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			29,212	29,212	4,209	33,422
当期変動額合計	11	86,616	29,212	29,212	4,209	53,194
当期末残高	18,075	1,424,593	32,315	32,315	4,209	1,461,118

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	80,499	80,614
減価償却費	27,142	56,804
退職給付引当金の増減額( は減少)	1,675	1,951
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	35,917	5,860
賞与引当金の増減額( は減少)	600	100
貸倒引当金の増減額( は減少)	2,200	650
受取利息及び受取配当金	3,062	3,427
支払利息	431	9,503
固定資産売却損益( は益)	47,764	56,519
売上債権の増減額( は増加)	51,318	6,816
棚卸資産の増減額( は増加)	14,680	1,495
仕入債務の増減額( は減少)	42,199	30,592
未払消費税等の増減額( は減少)	13,631	19,526
その他	26,969	7,475
小計	70,921	56,780
利息及び配当金の受取額	3,062	3,427
利息の支払額	506	9,508
法人税等の支払額	5,619	5,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,985	68,851
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	3	4
有形固定資産の取得による支出	219,565	129,810
有形固定資産の売却による収入	47,764	56,768
無形固定資産の取得による支出	4,454	4,373
その他	7,877	159
投資活動によるキャッシュ・フロー	184,135	77,258
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	300,000	300,000
短期借入金の返済による支出	-	500,000
長期借入金の返済による支出	-	57,120
リース債務の返済による支出	-	20,465
長期預り保証金の償還による支出	6,000	6,000
自己株式の取得による支出	846	11
新株予約権の発行による収入	-	4,209
配当金の支払額	169	50
その他	-	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	292,984	279,428
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	34,862	425,539
現金及び現金同等物の期首残高	948,101	982,964
現金及び現金同等物の期末残高	982,964	557,424

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法。少額減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、3年間で均等償却。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～65年
機械及び装置	10年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

学校アルバム、一般商業印刷の製造販売を主たる事業とし、これらの販売は顧客との請負契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。収益については、製品を引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の間と判断しているため、出荷時点で収益を認識しております。

なお、顧客へのサービスにおける当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 期末日満期手形



期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前事業年度の期末残高に含まれておりません。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
受取手形	101千円	-千円

## 2. 担保提供資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
建物	15,438千円	15,128千円
土地	242,658	294,889
計	258,096	310,017

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
短期借入金	300,000千円	100,000千円

3. 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

4. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
当座貸越極度額	300,000千円	500,000千円
借入実行残高	300,000	100,000
差引額	-	400,000

## 5. 契約負債

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
前受金	32,660千円	23,793千円

### (損益計算書関係)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

#### 2. 固定資産売却益

	前事業年度 (自2022年5月1日 至2023年4月30日)	当事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日)
機械及び装置	47,764千円	53,089千円
車両運搬具	-	3,429
計	47,764	56,519

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	381,300	-	-	381,300
合計	381,300	-	-	381,300
自己株式				
普通株式(注)	3,835	111	-	3,946
合計	3,835	111	-	3,946

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加111株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	381,300	762,600	-	1,143,900
合計	381,300	762,600	-	1,143,900
自己株式				
普通株式(注2)	3,946	7,895	-	11,841
合計	3,946	7,895	-	11,841

(注1) 普通株式の発行済株式の増加は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって実施した株式分割による増加762,600株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の増加は、主に2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって実施した株式分割による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	-	100,000	-	100,000	3,136
	第2回新株予約権	普通株式	-	64,100	-	64,100	733
	第3回新株予約権	普通株式	-	52,000	-	52,000	340
合計		-	-	216,100	-	216,100	4,209

(注) 当事業年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
現金及び預金勘定	982,964千円	557,424千円
現金及び現金同等物	982,964	557,424

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

工場における印刷用機械であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、売上高の季節変動により、短期的な運転資金を銀行から借入しております。余裕資金の運用は、安全で流動性の高い金融資産にて行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年半後であります。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年4月30日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	90,335千円	90,335千円	-

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに該当するため、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)は、上記の「投資有価証券」には含まれておりません。

当事業年度(2024年4月30日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	121,510千円	121,510千円	- 千円
資産計	121,510	121,510	-
リース債務(流動負債)	42,378	56,561	14,182
リース債務(固定負債)	301,900	284,090	17,810
負債計	344,278	340,651	3,627

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに該当するため、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)は、上記の「投資有価証券」には含まれておりません。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2023年4月30日)

	1年以内(千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超(千円)
預金	980,559	-	-	-
売掛金	268,961	-	-	-
合計	1,249,520	-	-	-

当事業年度(2024年4月30日)

	1年以内(千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超(千円)
預金	548,110	-	-	-
売掛金	261,558	-	-	-
合計	809,668	-	-	-

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2023年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	-	-	-	-	-
長期借入金	57,120	42,880	-	-	-	-
合計	357,120	42,880	-	-	-	-

当事業年度(2024年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	42,880	-	-	-	-	-
リース債務	42,378	44,393	46,517	48,758	51,119	111,111
合計	185,258	44,393	46,517	48,758	51,119	111,111

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	90,335	-	-	90,335

当事業年度(2024年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	121,510	-	-	121,510

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務(流動負債)	-	56,561	-	56,561
リース債務(固定負債)	-	284,090	-	284,090

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・リース債務(流動負債、固定負債)

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定し、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2023年4月30日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	51,884	31,546	20,337
	小計	51,884	31,546	20,337
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	38,451	55,686	17,235
	小計	38,451	55,686	17,235
合計		90,335	87,233	3,102

当事業年度(2024年4月30日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	73,726	31,546	42,180
	小計	73,726	31,546	42,180
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	47,783	55,690	7,907
	小計	47,783	55,690	7,907
合計		121,510	87,237	34,273

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、確定拠出型の制度として特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)	当事業年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)
退職給付引当金の期首残高	108,680 千円	107,004 千円
退職給付費用	5,178	6,821
退職給付の支払額	6,854	4,869
退職給付引当金の期末残高	107,004	108,955

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)	当事業年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)
非積立制度の退職給付債務	107,004 千円	108,955 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	107,004	108,955
退職給付引当金	107,004 千円	108,955 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	107,004	108,955

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 5,178千円 当事業年度 6,821千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度(自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日) 31,032千円、当事業年度(自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日) 32,449千円であります。



( 税効果会計関係 )

前事業年度 ( 2023年 4月30日 )	当事業年度 ( 2024年 4月30日 )																																																																												
<p>1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税等</td><td style="text-align: right;">171千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金等</td><td style="text-align: right;">22,166千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">38,233千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">35,931千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">40,293千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">1,550千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務等</td><td style="text-align: right;">9,207千円</td></tr> <tr><td>償却資産償却限度超過額</td><td style="text-align: right;">260,092千円</td></tr> <tr><td>非償却資産評価減</td><td style="text-align: right;">57,981千円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金 ( 注 )</td><td style="text-align: right;">358,210千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">823,839千円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 )</td><td style="text-align: right;">358,210千円</td></tr> <tr><td>将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額</td><td style="text-align: right;">465,628千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">評価性引当額小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">823,839千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>    その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">- 千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産 ( 負債 ) の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td></tr> </table>	未払事業税等	171千円	賞与引当金等	22,166千円	投資有価証券評価損	38,233千円	退職給付引当金	35,931千円	役員退職慰労引当金	40,293千円	貸倒引当金	1,550千円	資産除去債務等	9,207千円	償却資産償却限度超過額	260,092千円	非償却資産評価減	57,981千円	税務上の繰越欠損金 ( 注 )	358,210千円	繰延税金資産小計	823,839千円	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 )	358,210千円	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	465,628千円	評価性引当額小計	823,839千円	繰延税金資産合計	- 千円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	- 千円	繰延税金負債合計	- 千円	繰延税金資産 ( 負債 ) の純額	- 千円	<p>1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税等</td><td style="text-align: right;">230千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金等</td><td style="text-align: right;">22,204千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">38,233千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">36,587千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">42,260千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">1,917千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務等</td><td style="text-align: right;">7,785千円</td></tr> <tr><td>償却資産償却限度超過額</td><td style="text-align: right;">205,840千円</td></tr> <tr><td>非償却資産評価減</td><td style="text-align: right;">57,981千円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金 ( 注 )</td><td style="text-align: right;">438,098千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">851,140千円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 )</td><td style="text-align: right;">438,098千円</td></tr> <tr><td>将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額</td><td style="text-align: right;">413,041千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">評価性引当額小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">851,140千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>    その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,958千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,958千円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産 ( 負債 ) の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,958千円</td></tr> </table>	未払事業税等	230千円	賞与引当金等	22,204千円	投資有価証券評価損	38,233千円	退職給付引当金	36,587千円	役員退職慰労引当金	42,260千円	貸倒引当金	1,917千円	資産除去債務等	7,785千円	償却資産償却限度超過額	205,840千円	非償却資産評価減	57,981千円	税務上の繰越欠損金 ( 注 )	438,098千円	繰延税金資産小計	851,140千円	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 )	438,098千円	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	413,041千円	評価性引当額小計	851,140千円	繰延税金資産合計	- 千円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	1,958千円	繰延税金負債合計	1,958千円	繰延税金資産 ( 負債 ) の純額	1,958千円
未払事業税等	171千円																																																																												
賞与引当金等	22,166千円																																																																												
投資有価証券評価損	38,233千円																																																																												
退職給付引当金	35,931千円																																																																												
役員退職慰労引当金	40,293千円																																																																												
貸倒引当金	1,550千円																																																																												
資産除去債務等	9,207千円																																																																												
償却資産償却限度超過額	260,092千円																																																																												
非償却資産評価減	57,981千円																																																																												
税務上の繰越欠損金 ( 注 )	358,210千円																																																																												
繰延税金資産小計	823,839千円																																																																												
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 )	358,210千円																																																																												
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	465,628千円																																																																												
評価性引当額小計	823,839千円																																																																												
繰延税金資産合計	- 千円																																																																												
繰延税金負債																																																																													
その他有価証券評価差額金	- 千円																																																																												
繰延税金負債合計	- 千円																																																																												
繰延税金資産 ( 負債 ) の純額	- 千円																																																																												
未払事業税等	230千円																																																																												
賞与引当金等	22,204千円																																																																												
投資有価証券評価損	38,233千円																																																																												
退職給付引当金	36,587千円																																																																												
役員退職慰労引当金	42,260千円																																																																												
貸倒引当金	1,917千円																																																																												
資産除去債務等	7,785千円																																																																												
償却資産償却限度超過額	205,840千円																																																																												
非償却資産評価減	57,981千円																																																																												
税務上の繰越欠損金 ( 注 )	438,098千円																																																																												
繰延税金資産小計	851,140千円																																																																												
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 )	438,098千円																																																																												
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	413,041千円																																																																												
評価性引当額小計	851,140千円																																																																												
繰延税金資産合計	- 千円																																																																												
繰延税金負債																																																																													
その他有価証券評価差額金	1,958千円																																																																												
繰延税金負債合計	1,958千円																																																																												
繰延税金資産 ( 負債 ) の純額	1,958千円																																																																												
<p>2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 ( 調整 )</td><td style="text-align: right;">33.58%</td></tr> <tr><td>    住民税均等割</td><td style="text-align: right;">7.54</td></tr> <tr><td>    評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">33.52</td></tr> <tr><td>    その他</td><td style="text-align: right;">0.06</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7.54</td></tr> </table>	法定実効税率 ( 調整 )	33.58%	住民税均等割	7.54	評価性引当額の増減	33.52	その他	0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.54	<p>2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>																																																																		
法定実効税率 ( 調整 )	33.58%																																																																												
住民税均等割	7.54																																																																												
評価性引当額の増減	33.52																																																																												
その他	0.06																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.54																																																																												

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金	-	8,450	-	45,056	19,117	285,585	358,210
評価性引当額	-	8,450	-	45,056	19,117	285,585	358,210
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金	8,450	-	45,056	19,117	4,513	360,960	438,098
評価性引当額	8,450	-	45,056	19,117	4,513	360,960	438,098
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が工場として賃借している建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及びこれに付随する設備移転に係る債務、並びに社有建物の解体時におけるアスベスト除去費用等を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を工場設備の見積利用可能年数を基に取得より9年~10年と見積り、割引率は0.219%~1.225%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
期首残高	24,419千円	24,419千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	-	-
資産除去債務の履行による減少額	-	4,465
期末残高	24,419	19,954

(賃貸等不動産関係)

当社では、北九州市内において、当社所有の建物の一部について賃貸しており、また、事業の用に供していない不動産を有しております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は13,631千円(賃貸収益は営業外収益の不動産賃貸収入に、賃貸費用は営業外費用の不動産賃貸原価に計上)であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は13,653千円(賃貸収益は営業外収益の不動産賃貸収入に、賃貸費用は営業外費用の不動産賃貸原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月30日)	当事業年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)
貸借対照表計上額		
期首残高	383,111千円	368,762千円
期中増減額	14,348千円	14,348千円
期末残高	368,762千円	354,413千円
期末時価	438,934千円	421,305千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額については、減価償却費等であります。
3. 期末の時価は、賃貸不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額に基づいて自社で算定した価額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)、事業の用に供していない不動産については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

	金額(千円)
学校アルバム	1,833,849
一般商業印刷	408,893
顧客との契約から生じる収益	2,242,743
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,242,743

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

	金額(千円)
学校アルバム	1,810,825
一般商業印刷	403,613
顧客との契約から生じる収益	2,214,439
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,214,439

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は下記のとおりであります。

なお、契約負債は、主に製品の引渡し前に顧客から受取った対価であります。

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	223,680千円	272,842千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	272,842千円	264,635千円
契約負債(期首残高)	30,846千円	32,660千円
契約負債(期末残高)	32,660千円	23,793千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

当社は、印刷事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

当社は、印刷事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	学校アルバム(千円)	一般商業印刷(千円)	合計(千円)
外部顧客への売上高	1,833,849	408,893	2,242,743

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	学校アルバム(千円)	一般商業印刷(千円)	合計(千円)
外部顧客への売上高	1,810,825	403,613	2,214,439

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

役員および個人主要株主等

重要性が乏しいことから記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

役員および個人主要株主等

重要性が乏しいことから記載を省略しております。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)		当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	
1株当たり純資産額	1,337.66円	1株当たり純資産額	1,286.96円
1株当たり当期純利益	65.74円	1株当たり当期純損失( )	76.50円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1. 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	74,429	86,605
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ( )(千円)	74,429	86,605
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,132	1,132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	新株予約権3種類 (新株予約権の数2,161個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,486,348	8,908	340	1,494,917	1,184,269	17,716	310,648
構築物	44,172	551	-	44,724	38,937	1,755	5,786
機械及び装置	3,351,064	55,980	628,014	2,779,030	2,701,398	12,483	77,632
車両運搬具	26,213	499	17,100	9,612	9,612	-	0
工具、器具及び備品	76,973	5,155	751	81,377	75,447	2,593	5,930
土地	929,190	-	-	929,190	170,213	-	758,976
リース資産	-	333,000	-	333,000	20,666	20,666	312,333
建設仮勘定	62,534	84,627	22,482	124,679	-	-	124,679
有形固定資産計	5,976,498	488,722	668,688	5,796,532	4,200,545	55,215	1,595,987
無形固定資産							
ソフトウェア	444,114	4,373	-	448,487	441,289	1,109	7,198
無形固定資産計	444,114	4,373	-	448,487	441,289	1,109	7,198

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	・・・	松原工場 印刷用設備	35,560千円
リース資産	・・・	松原工場 印刷用設備	333,000千円
建設仮勘定	・・・	松原工場 印刷用設備	69,238千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	・・・	松原工場 印刷用設備	360,000千円
機械及び装置	・・・	松原工場 製本用設備	62,221千円
機械及び装置	・・・	猿喰工場 印刷用設備	135,000千円

3. 当期末減価償却累計額又は償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。



【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	100,000	0.49	-
1年以内に返済予定の長期借入金	57,120	42,880	0.16	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	42,378	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	42,880	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	301,900	-	2025年~2029年
合計	400,000	487,158	-	-

(注) 1.平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3.リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	44,393	46,517	48,758	51,119

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,100	7,750	-	7,100	7,750
賞与引当金	57,400	57,500	57,400	-	57,500
役員退職慰労引当金	119,991	5,860	-	-	125,851

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	9,314
銀行預金	
当座預金	249,479
普通預金	298,143
別段預金	487
小計	548,110
合計	557,424

ロ．受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)光邦	1,303
(株)日報	752
泰平印刷(株)	549
富士精報印刷(株)	339
(株)七洋製作所	132
合計	3,077

(ロ) 期日別内訳

期日	金額(千円)
2024年5月	141
6月	792
7月	2,143
合計	3,077

八．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)A T C	27,741
(有)イソノ	16,843
宇野紙器工場(株)	7,795
(有)フォトスタジオヨコイ	7,680
(株)スクールフォトI D E	6,895
その他	194,601
合計	261,558

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
268,961	2,527,177	2,534,580	261,558	90.7	38

二．商品及び製品

品目	金額(千円)
学校アルバム	4,369
一般商業印刷	60
合計	4,429

ホ．仕掛品

品目	金額(千円)
学校アルバム	50,006
一般商業印刷	1,294
合計	51,301

へ．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
紙	27,614
インキ	11,899
ニス	3,378
その他	12,586
合計	55,478

負債の部  
買掛金

相手先	金額(千円)
コーエー(株)	59,082
イーカミ(株)	47,340
宇野紙器工業(株)	31,202
富士フィルムデジタルプレス(株)	28,266
サカティンクス(株)	20,425
その他	56,820
合計	243,137

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	429,365	607,423	730,470	2,214,439
税引前四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	122,995	337,046	424,211	80,614
四半期(当期)純損失( ) (千円)	124,698	340,267	428,950	86,605
1株当たり四半期(当期)純 損失( ) (円)	110.15	300.57	378.91	76.50

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	110.15	190.42	78.34	302.41

(注) 2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失」を算定しています。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.matsumoto-inc.co.jp/">https://www.matsumoto-inc.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第35期）（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）2023年7月26日福岡財務支局長に提出。

(2)内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第35期）（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）2023年7月26日福岡財務支局長に提出。

(3)四半期報告書及び確認書

（第36期第1四半期）（自 2023年5月1日 至 2023年7月31日）2023年9月14日福岡財務支局長に提出。

（第36期第2四半期）（自 2023年8月1日 至 2023年10月31日）2023年12月15日福岡財務支局長に提出。

（第36期第3四半期）（自 2023年11月1日 至 2024年1月31日）2024年3月18日福岡財務支局長に提出。

(4)臨時報告書

2023年7月28日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5)有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

2024年2月27日福岡財務支局長に提出。

その他の者に対する割当に係る有価証券届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年7月25日

株式会社マツモト

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福本 千人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣住 成洋

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトの2023年5月1日から2024年4月30日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトの2024年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



売上高の実在性及び期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社マツモトは、印刷業の単一セグメントであり、当事業年度の損益計算書において売上高2,214,439千円を計上している。このうち、第4四半期の売上高は1,483,969千円であり、年間の売上高の67.0%を占めている。株式会社マツモトにおいては、事業の特性上、季節的変動があるため、特に第4四半期に多額の売上高が計上される。</p> <p>株式会社マツモトは「【注記事項】（重要な会計方針）5．収益及び費用の計上基準」に記載の通り、製品の販売については、製品を引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているが、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の期間と判断しているため、出荷時点で収益を認識している。</p> <p>売上高は経営者及び財務諸表利用者が重視する指標の1つであり、売上高の大部分を占める第4四半期の売上高の実在性及び期間帰属について、監査上、慎重に検討する必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、第4四半期の売上高の実在性及び期間帰属の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上高の実在性及び期間帰属を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価 売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売管理システム上で出荷の事実に基づいて売上計上日が登録されることを確保するための統制</li> <li>・販売管理システム上で合意された価格に基づいて売上高が登録されることを確保するための統制</li> <li>・販売管理システムと会計システムとの間のデータ連携を検証するための統制</li> </ul> <p>（2）売上高の実在性及び期間帰属についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売掛金残高について、金額的な重要性等に基づき抽出した顧客及び無作為に抽出した顧客に対して、期末日を基準日とする残高確認手続を実施した。</li> <li>・2024年5月の売上高のマイナス計上仕訳のうち、金額的な重要性等に基づき抽出した取引について、根拠資料との照合を実施した。</li> <li>・販売管理システムの売上高と会計システムの売上高との一致を確認した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マツモトの2024年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社マツモトが2024年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。